

廿日市市協働によるまちづくり 推 進 計 画

協働型市役所の確立に向けて

(平成27年度 更新版)

目 次

はじめに	1
推進計画とは	
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の性格	1
(3) 計画の期間と進行管理	1
(4) 計画の構成	2
1 めざすまちに向かって	
前文、第1条、第2条、第3条	3
第4条、第5条	5
2 特性を生かしたまちづくり	
第7条	7
第8条	9
3 情報発信による信頼関係づくり	
第9条	10
4 人づくり	
第10条	11
第11条	12
第12条	13
第13条	14
第14条	15
5 活動に対する評価と支援	
第15条	17
第16条	18
6 推進、検証、改善	
第6条	19
7 実効性の確保	
第17条、第18条、第19条、第20条	20
計画期間中の取組	22

～はじめに～

従来、公共的な仕事は、政府や役所が担うものととらえられていたため、市役所も、これまで、職員が仕事を組み立て、職員が従事する「自己完結型」の仕事を基本に進めてきました。しかし、少子高齢化、市民ニーズや地域課題の多様化に伴い、市役所のみが「公共」を担うことに限界を迎えている今、市民（住民、事業所）、まちづくり活動団体など、さまざまな人や組織と力を合わせることで、より大きな成果を挙げる「協働型」の取組を増やしていくことが求められています。

本市には、これまでにさまざまな形で育まれてきた市民力の高まりがあり、単独で、あるいは連携して公共サービスを担っている実態があります。平成 24 年 4 月に施行した廿日市市協働によるまちづくり基本条例（以下「条例」といいます）では、市民主体のまちづくりを協働により進めていくための基本的なルールを定めました。この中には、市及び市職員の責務を定め、本市の大切な財産である市民の力をつなぐ役割を果たすために、行政も「協働型」へ転換していくことの所信表明をしています。しかし、協働によるまちづくりは、それだけでは進みません。市民・行政双方の取組が噛み合うことによって相乗効果をあげながら進みます。

今後、市は、この推進計画に掲げた事業に取り組みながら、協働の意識強化、体制確立、実践、検証・評価を繰り返すことで、「協働」の主体としてふさわしい市役所を確立します。市民の皆さんも、廿日市市におけるまちづくりが協働によってよりよいものとなるよう、この推進計画をきっかけに一步前進されることを期待します。

～推進計画とは～

（1）計画の趣旨

条例第 6 条に規定する協働によるまちづくりを推進するための計画です。

条例に規定した内容について、市が取り組む事業を掲載し、各部局や関係する主体と連携しながら関連する施策を総合的かつ計画的に進めます。

（2）計画の性格

第 5 次廿日市市総合計画で掲げる経営理念「魅力ある資源を上手につなぎ、市民満足度を高めるはつかいち」を大切にまちづくりを進めるための方向性と取組を明らかにしています。

（3）計画の期間と進行管理

計画の期間は、第 5 次廿日市市総合計画後期基本計画に合わせ、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 か年とし、計画の進捗状況等を踏まえ必要な見直しを行います。

進行管理は、第 5 次廿日市市総合計画と連動させ、総合計画に掲載するまちづくり指標とめざそう値（目標値）により行います。

第5次廿日市市総合計画基本構想及び後期基本計画における
まちづくり指標とめざそう値（目標値）

	まちづくり指標	総合計画策定時 (平成19年度)	現況値 (平成22年度)	めざそう値 (平成27年度)
基本構想	「市民と行政の協働のまちづくり」の満足度 ※3.00が中間値	2.78	2.85	3.00
後 期 基 本 計 画	まちづくり懇談会、出前トークの年間開催回数 (資料：市役所保有データ)	25回	49回	50回
	協働のまちづくりを遂行するためのコミュニケーション能力を向上させる研修の受講率 (資料：市役所保有データ)	4.9%	13.16% (H21～22累計)	40% (H21～27累計)
	NPO法人の設立数 (資料：広島県作成データ)	21団体	24団体	28団体
	市民活動センター機能が導入された地域数 (資料：市役所保有データ)	1 地域	2 地域	5 地域
	職員が参加した市民円卓会議の年間開催回数 (資料：市役所保有データ)	28回	52回	56回
	持続可能な地域自治組織の機能が導入された地区数 (資料：市役所保有データ)	—	0 地区	28地区

(4) 計画の構成

計画は、「条文」「主旨」「めざす姿を実現するまでのステップ」「計画期間中の取組」で構成します。

「主旨」は、この条文で謳っていることの主な意味を記し、「めざす姿を実現するまでのステップ」は、計画期間である平成24～27年度、中期的期間として10年後、長期的期間として20年後を目安とした三つの期間に区切って、実現までの取組の意図を矢印で示しています。「計画期間中の取組」は、現時点で予定している具体的な事業を記載しています。

また、事業の詳細については、別途、事業シートにより進捗の確認を行います。

1 めざすまちに向かって

前文

私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。

平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。

私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民主体のまちづくりをより一層進めていくことが必要です。

新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めるため、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廿日市市における協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、地域自治を推進し、つながりを大切にした暮らしやすい豊かな地域社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) まちづくり 廿日市市に存する課題の解決を図り、暮らしやすい豊かな地域社会をつくるために行われる公共の利益を増進させる取組をいいます。
- (2) 市民 次に掲げるものをいいます。
 - ア 市内に住所を有する個人
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市内の学校に在学する個人
 - オ 市内においてまちづくりに取り組む個人及び団体
- (3) まちづくり活動団体 地縁又は共通の関心に基づくつながりによりまちづくりに取り組む団体をいいます。
- (4) 市 廿日市市の執行機関をいいます。
- (5) 協働 市民、まちづくり活動団体及び市がお互いを理解し、信頼するとともに、自主性を尊重して共通する目的に対し協力することをいいます。
- (6) 市域 廿日市市の区域をいいます。
- (7) 地域 市域において、平成15年合併前における旧市町村及び平成17年合併前における旧町の区域をいいます。
- (8) 地区 おおむね小学校区（大野地域においては、区）を単位とする区域をいいます。

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等 (基本原則)

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にして取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

○ 主旨

廿日市市協働によるまちづくり基本条例の前文、第1章、第2章では、協働によるまちづくりでめざすまちの姿や基本原則など、この条例の基本的な事項を謳っています。条例前文に掲げるまちや第1条（目的）に掲げる暮らしやすい豊かな地域社会の実現に向けて、廿日市市に暮らす市民が、まちづくりへ参加するよう進めることやつながりを育むことが大切です。

そこで本計画では、計画期間内に、条例の理念を共有するために、市職員と市民、すべての人に対する普及啓発に取り組みます。また、中期的には「つながり」を育むための取組を継続して行い、「暮らしやすい豊かな地域社会」の実現をめざします。

なお、第3条第4号から第7号に関連する個別の具体的な仕組みは、第4章各条の規定に関連する取組として位置づけます。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成24年度～平成27年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
協働の理念共有		
つながりづくり		

○ 計画期間中の取組

【協働の理念共有】

- ・ 出前トーク、市職員への説明などによる、条例の理解と協働の理念の浸透に向けた啓発（協働推進事業）
- ・ 廿日市市内における市民と行政が連携・協力した取組をまとめた協働事例集の作成（㊟協働推進事業）
- ・ 市民フォーラムや講座の開催、市広報紙などによる、理念の浸透に向けた啓発（人権啓発推進事業、男女共同参画推進事業）

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。

2 市民は、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

3 まちづくり活動団体は、市民の参加意思を尊重し、互いのつながりを生かしてまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

4 第2条第2号イに規定する市民は、地域社会の一員として、企業活動を通じて地域活性化に寄与するよう努めるものとします。

(市の責務)

第5条 市は、協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。

2 市は、まちづくりの課題、市民の要望等に適切に対応することができるよう、機能的かつ効果的な組織運営を行います。

3 市は、市民及びまちづくり活動団体がまちづくりに積極的に取り組むことができるよう、施設の整備、情報の共有、交流の機会の提供その他の環境の整備を行います。

4 市の職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、市民の一員であることを自覚し、まちづくりに積極的に取り組みます。

○ 主旨

協働によるまちづくりとは、お互いの自主性を尊重しながら共通する目的に対し協力することをいいます。第4条では、協働によるまちづくりにおける市民の役割を、また第5条では、市及び市の職員の責務を謳っています。

市民の役割を市が強制することはできませんが、本計画では、それらの役割を果たすことができるようにすることも含め、市の責務として環境整備に取り組みます。

本計画では、市は、計画期間内に、第5条の実現に向けて、市も協働の担い手の一員としてふさわしい機関となるよう組織運営を改善すること、職員一人ひとりが新しい公共の概念を理解し仕事の進め方を見直すことなど、協働によるまちづくりに取り組む素地を整えます。

その上で、中・長期的に協働の実践と検証・評価を繰り返し、まちづくりの状況に合わせて、市の責務を果たします。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成 24 年度～平成 27 年度	中期的（１０年後）	長期的（２０年後）
市（職員）の 協働意識の強化 協働体制の確立		
協働の実践と検証・評価		

○ 計画期間中の取組

【機能的かつ効果的な組織運営】

- ・ 地域連携会議の開催や庁内ネットワークによる地域づくり情報や課題の共有の仕組みの構築
- ・ サービスの安定化や時間短縮などをめざした民間委託による窓口対応（戸籍住民基本台帳一般事業）

【市民の行うまちづくり活動の環境整備】

- ・ 自主防災活動の充実に向けた地域防災相談員による助言、啓発や、地域防災力の向上に向けた地域自主防災会と市の連携による講座や行事の開催（自主防災活動推進事業）
- ・ 地域支援員による過疎・中山間地域等の生活支援（コミュニティー一般事業）
- ・ ＮＰＯ活動への融資（労働者福祉貸付金）
- ・ 道路、公園、河川、広場などの公共施設アダプト制度の運用ほか地元による維持管理の支援（道路維持管理事業、公園維持管理事業、河川維持管理事業）

【市民のまちづくりへの参画の機会の提供】

- ・ パブリックコメント制度による市政への市民参画（広報広聴事業）

2 特性を生かしたまちづくり

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第1節 特性を生かしたまちづくり

(地区、地域及び市域におけるまちづくり)

第7条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとし

ます。
2 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等とします。

○ 主旨

第7条では、地区や地域のこれまでに培ってきたまちづくりの方法、歴史、風土などの地域性や、市民やまちづくり活動団体が持つさまざまな知識、技能などの得意なことを生かしながら、協働によるまちづくりを進めていくことを謳っています。

そこで本計画では、計画期間内に、地区、地域、市域全体で、また、市民、まちづくり活動団体、市が連携し協力してまちづくりを進めるために、拠点となる施設※の整備を行うとともに、人や情報をつなげるといったコーディネート機能を充実します。

中期的には、拠点を中心とした交流・連携の場づくりにも取り組みます。

※ 「拠点となる施設」とは

市民センター、地区集会所（大野地域）、支所、市民活動センター、総合健康福祉センター、市役所など（廿日市市協働によるまちづくり基本条例 逐条解説 P13 から抜粋）

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成24年度～平成27年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
地区・地域のまちづくりを支える環境整備	交流、連携の場づくり	

○ 計画期間中の取組

【地区・地域のまちづくりを支える環境整備】

- ・ 市民活動や防災の拠点として、多様で総合的な機能を発揮できる大野支所建替工事に係る基本・実施設計（大野支所複合施設整備事業）
- ・ 市民センター整備に係る基本調査の実施（生涯学習施設整備事業）
- ・ 拠点施設の設備充実に向けた中央市民センターの建替工事、平良市民センターの耐震補強に向けた実施設計（生涯学習施設整備事業）

【交流、連携の場づくり】

- ・ 地域自治に関する実態調査を基に、各地区住民との対話による地域自治組織の

あり方や支援方策の検討（協働のまちづくり事業）

- ・ 地域の実情に応じた集会所の管理運営（集会所管理運営事業）
- ・ 佐方市民センター、串戸市民センターの地域運営など、各市民センターが「生涯学習の拠点」、「まちづくりの拠点」となるよう拠点施設の機能発揮に向けた施設の管理運営（公民館管理運営事業）
- ・ 市民センターの市民参画（市民センター企画運営委員会）による企画運営（公民館活動一般事業）
- ・ 公益活動を行うさまざまな活動団体がつながるためのネットワークの構築（市民活動センター管理運営事業）
- ・ 地域における避難行動要支援者の避難時の支援体制づくり（社会福祉一般事業）
- ・ 廿日市市五師士会※と連携した地域における医療・福祉・介護のネットワークの推進（地域ケアネットワーク推進事業）

※ 廿日市市五師士会とは

地域住民が安心して暮らせる地域づくりに貢献することを目的として、廿日市市の保健・医療・福祉に関わる専門職でつくられた組織

(円卓会議)

第8条 円卓会議は、市民、まちづくり活動団体及び市が、まちづくりに関する情報の共有、課題の解決等を図るため、対等な立場で話し合う場とします。

2 市民、まちづくり活動団体及び市は、連携を図りながら、区域の特性を生かしたまちづくりを行うために、必要に応じて円卓会議を開催するものとします。

○ 主旨

第8条では、さまざまな活動主体が特性を大切にしながらまちづくりを進めていくために、市民、まちづくり活動団体や市が「円卓会議」で情報を共有しながら信頼関係を築き、課題解決に向けた話し合いを行うことを謳っています。

そこで本計画では、計画期間内に、地区・地域のニーズなど実情や目的に合わせ、より多くの市民が知り合い、対等な話し合いができるような円卓会議の開催に向け、参加の呼びかけや場の提供に取り組むとともに、テーマに関係する担当部署職員の参加にも取り組みます。

そして、中期的には、地域の課題解決に向けた話し合いの場として円卓会議が定着し、地域における協働のシステムのひとつとして確立することをめざします。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成24年度～平成27年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
だれもが対等に参加できる円卓会議の開催		
地域の課題解決に向けた話し合いの場として機能		

○ 計画期間中の取組

【だれもが対等に参加できる円卓会議の推進】

- 各地区で開催する「円卓会議」の市行政の参画促進及び運営支援、地域提案型協働事業助成金制度及び地域力向上事業助成金制度の運用（㊟協働のまちづくり事業）
- 円卓会議の定着化に向け、まちづくり活動団体を対象とした情報交換会の開催（㊟協働のまちづくり事業）
- 市民参画によるワークショップ、「円卓会議」の推進

広く市民の暮らしにかかわる課題の解決や、公園などの身近な公共施設の整備あるいは、道路環境の整備について、市民参画によるワークショップや、「円卓会議」で内容を検討していきます。

【平成27年度に予定されている市民参画によるワークショップなど】

- 廿日市地区、平良地区、宮内地区、串戸地区における土砂災害ハザードマップの作成（防災一般事業）

3 情報発信による信頼関係づくり

第2節 情報発信による信頼関係づくり

(情報の発信及び共有)

第9条 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。

2 まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。

○ 主旨

第9条では、信頼関係を築く上で欠かせない情報共有について謳っています。互いに知り合い、話し合う場として円卓会議を活用したり、さまざまな情報伝達手段を効果的に活用したり、情報の発信と共有を進めることが大切です。

そこで本計画では、計画期間内に、協働のまちづくりにかかわる行政情報を発信しながら、市民と市が理解し合うために双方向の情報伝達手段について研究し導入したり、相手に受け取ってもらいやすい表現や手段で情報を発信することに取り組みます。

また、中期的には、市民ニーズを的確に把握し、市の施策に反映していくよう努めます。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成24年度～平成27年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
情報伝達手段の拡充 (双方向の情報伝達手段の導入)		
市民ニーズの施策への反映		

○ 計画期間中の取組

【情報伝達手段の拡充】

- ・ 広報紙、コミュニティFM、インターネット、SNSなど各種の情報発信ツールの効果的利用（広報広聴事業）
- ・ 市ホームページのリニューアルに向けた準備（広報広聴事業）
- ・ 市民センターのホームページや市民センターだより、または防災行政無線、はつかいちし安全・安心メール配信サービスや子育て支援サイトなどを活用した、地区や分野に密着したタイムリーな情報の発信（公民館管理運営事業 防災情報システム管理事業 児童福祉一般事業）
- ・ 市民活動センターの情報収集・提供機能を生かした、団体活動情報や助成金情報などの発信（☑市民活動センター管理運営事業）
- ・ フェイスブックにおける「はつかいち市民リポーター制度」や、広報紙における「市民のページ」の運用（☑広報広聴事業 ☑協働推進事業）

4 人づくり

第3節 人づくり

(まちづくりに関わる人材の育成)

第10条 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。

2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。

○ 主旨

第4章第3節の「主旨」では、人は、まちづくりを進めていく上での財産であるため、「人材」を「人財」と表現しています。また、「子ども、若者等の育成」及び「人材を見いだす活動」については、長期的に・継続して取り組む計画としています。

第10条では、市民が暮らしに近い市民センターで生涯学習や社会教育を通じて学び合うこと、その人財が学習成果を他につなぐことによってまちづくりに生かされることを謳っています。

そこで本計画では、計画期間内に、まちづくりへの関心や理解を深める場、知識・技能の発揮の場づくりに取り組み、まちづくりにかかわる人財を育成します。

中期的には、こうして確保した人財が、自分の暮らすまちやまちづくりの拠点施設で活動することにより、円卓会議などを通じて地域の課題解決につなげていきます。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成 24 年度～平成 27 年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
まちづくりへの関心・ 理解を深める場づくり		
知識や技能の発揮の場づくり		

○ 計画期間中の取組

【まちづくりにかかわる人財の育成】

- ・ 地域課題の解決につながる主催事業の実施（㊟公民館活動一般事業）
- ・ ゲートキーパーの裾野拡大や、健康づくり応援団の養成など、身近な人や地域で支え合う、市民の主体的な福祉活動の支援（健康増進事業 一次予防事業）
- ・ 地域住民が持つ知識、技能などを生かして学校教育を支援する場づくり（学校支援地域本部事業）

【まちづくりにかかわる人財の育成の支援】

- ・ 男女共同参画社会の形成を推進するための人材育成助成金による人づくり（男女共同参画推進事業）
- ・ 生活・介護支援サポーターのボランティアグループなどの活動支援（一次予防事業）

(子ども、若者等の育成)

第11条 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若者等の世代に対しても行われるよう配慮するものとします。

2 子どもを対象とした人材の育成は、家庭、学校及び地域住民その他の関係者が連携を図ることにより、行われるものとします。

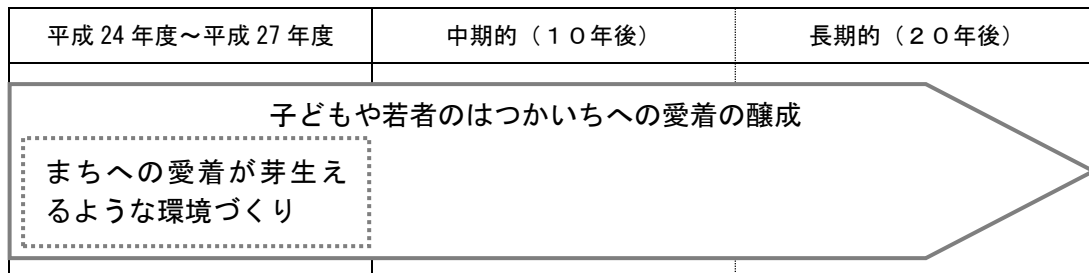
○ 主旨

第11条では、次の時代のまちづくりを担う子どもや若者の育成が特に大切なこと、またそのためには家庭や学校だけでなく地域ぐるみで連携して取り組むことについて謳っています。

そこで本計画では、計画期間内に、子どもや若者にまちへの愛着が芽生えるような環境づくりに取り組み、「はつかいちが好き！」な子どもや若者の増加を推進します。

こうした取組から、将来のまちづくりを支える人財を増やします。

○ めざす姿を実現するまでのステップ



○ 計画期間中の取組

【まちへの愛着が芽生えるような環境づくり】

- ・ 市長との対話を通じて、中学生の意見・提案を新しいまちづくりに反映することを目的とした「中学生と市長のふれあいトーク」の実施（広報広聴事業）
- ・ 地域の大人たちの参加・協力による青少年対象の主催事業の実施（㊟公民館活動一般事業）
- ・ 若い世代、特に中学生からおおむね 30 歳未満までを対象とした主催事業の実施（㊟公民館活動一般事業）
- ・ 学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりの推進（㊟学校支援地域本部事業）

(まちづくりリーダーの育成)

第12条 市民は、まちづくりを通して、その推進役を担う人材を育成するよう努めるものとします。

○ 主旨

第12条では、まちづくりの推進役を担う人材の育成について謳っています。

そこで本計画では、活動を通じた育成とともに、第10条第2項により、計画期間内に、まちづくりにおいて、主体性や調整力を持つ人材の育成や、スキルアップの場づくりに取り組みます。

中期的には、こうした取組から、まちづくり活動に率先して取り組み、人と人をつなぎ、まとめることのできるリーダー的な役割を担う人を増やしながら、まちづくりの担い手として活躍できる場づくりを進めます。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成24年度～平成27年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
リーダーの育成や スキルアップの場づくり		
まちづくりの担い手として活躍できる場づくり		

○ 計画期間中の取組

【リーダーの育成やスキルアップの場づくり】

- ・ 自主防災活動を推進していくための防災士の養成（㊟自主防災活動推進事業）
- ・ 各地区のニーズに基づいた人づくりのための主催事業の実施（㊟公民館活動一般事業）
- ・ 市民活動センターの人材育成・研修機能を生かした、まちづくり活動のバックアップのためのリーダー研修、市民活動スキルアップ講座の実施（㊟市民活動センター管理運営事業）
- ・ 環境活動を実践する環境アドバイザーネットワークの活動支援（環境都市創造事業）

(人材を見いだす活動)

第13条 市民は、まちづくりに関わる人材を見いだすよう努めるものとします。

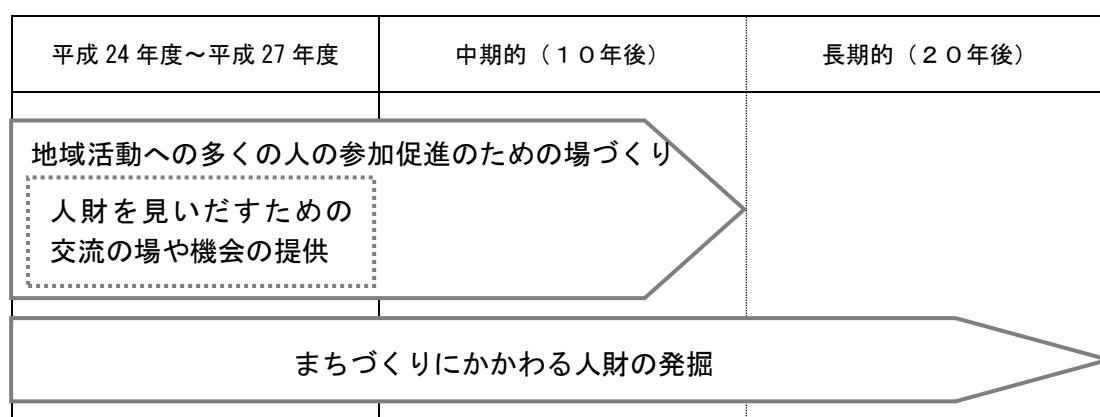
○ 主旨

第13条では、まちづくりにかかわる人財を見つけることについて謳っています。祭りやイベントなどさまざまな人が気軽に参加できる機会をつくり、その中からまちづくりにかかわる新たな人財を見つけること、担い手を育てることが大切です。

そこで本計画では、第10条第2項も踏まえて、計画期間内に、人財を見いだすための交流の場や機会を提供し、まちづくりにかかわる人財の発掘を進めます。

中期的には、こうした取組から自らがまちづくりの担い手であることを認識し、自らが持つ知識、技能等を積極的に生かしてまちづくりに取り組む人財を増やします。

○ めざす姿を実現するまでのステップ



○ 計画期間中の取組

【人財を見いだすための交流の場や機会の提供】

- ・ 市民センターまつりの開催（㊟公民館活動一般事業）
- ・ 地区在住職員の地域活動への参加促進（㊟協働推進事業）
- ・ 市民活動センターのネットワーク機能を生かした、まちづくり交流会の開催などの交流の場と機会の提供（㊟協働推進事業、㊟市民活動センター管理運営事業）

(市の職員の育成)

第14条 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。

○ 主旨

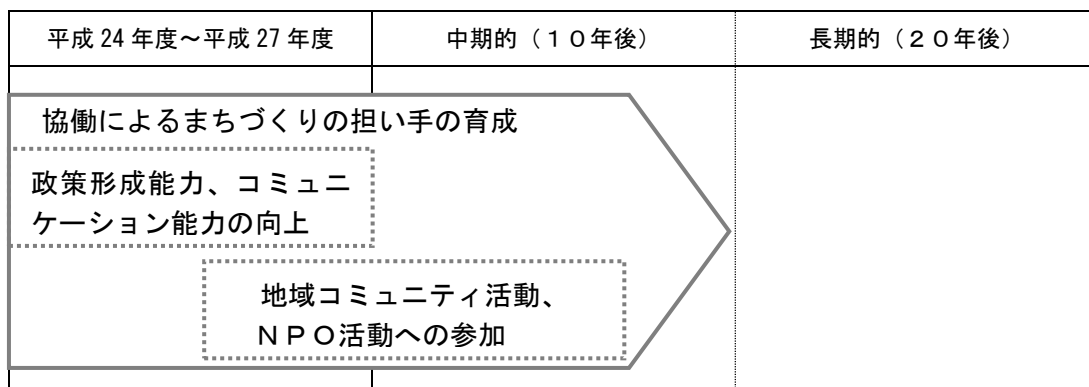
第14条では、市の職員を協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員に育成することを規定しています。

職員一人ひとりが、まちづくりのプロセスにおける協働を理解するとともに、市民との協働の場や機会を日常的に持ち、対話を重ねる中で、お互いの理解や信頼の深まりを体感していくことが、多様な主体による協働のまちづくりの担い手としての職員づくりには肝心です。

このため、本計画では、計画期間内に、合意形成や市民ニーズを事業や施策に反映できるよう、コミュニケーション能力や政策形成能力を向上させるための職員研修を引き続き実施します。

また、中期的には、今後のまちづくりを担う若手職員を対象に、市役所以外のまちづくり活動に参加させ、多様な主体をつなぎ、協働によるまちづくりをコーディネートできる職員となれるよう、その能力開発に努めます。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成24年度～平成27年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
		

○ 計画期間中の取組

【協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成】

- ・ NPO 法人等への派遣研修など、まちづくりをコーディネートするための実践的なノウハウ※を身につける手法の検討（人材育成事業）
- ・ 地域コミュニティ活動体験研修（㊤人材育成事業）
- ・ 市職員の「円卓会議」への参画（㊤協働のまちづくり事業）
- ・ 地区における「生涯学習の拠点」、「まちづくりの拠点」としてさらに力を発揮できる職員となるための研修への参加（㊤公民館管理運営事業）

※ この事業におけるノウハウは、まちづくりをコーディネートするために必要な地域や多様な主体との信頼関係の築き方、人財や資源の見出し方、意志決定の進め方のことを意味しています。

- ・ 市民や地域との合意形成のためのプロセスやスタンスを職員が互いに学び合う研修「プロセスデザイン※のコツ」の実施（㊤協働推進事業）
- ・ 管理職等を対象にした協働の必要性を認識するための職員研修の実施（㊤協働推進事業）

- ・ 市職員の地域活動への参加促進（㊟協働推進事業）

※ 協働推進事業における「プロセスデザイン」とは、合意形成の進め方のことを意味しています。研修「プロセスデザインのコツ」は、市職員が地域や市民と信頼関係を築きながら、地域の資源や特色、思いなどを施策や事業に反映させるために、どう合意形成を進めていくかについて、姿勢や心がまえを学ぶことをねらいとし、実施しています。

5 活動に対する評価と支援

第4節 評価及び支援

(活動の評価)

第15条 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。

○ 主旨

第4章第4節の「評価」という言葉は、減点（採点）方式ではなく、加点（感謝）方式でとらえています。まちづくり活動は、さまざまな場所でさまざまな人や団体が行っています。活動に対する適正な評価や支援があれば、活動者の意欲が高まり、活動を継続しやすくなると考えています。

第15条では、自分の活動を振り返ってみることが、活動の継続やステップアップにつながることを謳っています。自身で振り返るだけでなく、活動を互いに知り合うこと、感謝の言葉をかけ合うことが、活動意欲を醸成し次の活動へのエネルギーとなり、持続可能な活動の展開へとつながります。

そこで本計画では、計画期間内に、お互いの活動を知り合い、活動者同士が対話できる機会をつくれます。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成24年度～平成27年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
互いを知り合う場の充実		
活動者の意識改革		
	持続可能な活動の展開	

○ 計画期間中の取組

【互いを知り合う場の充実】

- 市民活動センターのネットワーク機能を生かした、まちづくり交流会（活動発表会）の開催など、活動を互いに知り合う場の充実（㊦協働推進事業、㊦市民活動センター管理運営事業）

(市による評価及び支援)

第16条 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動の評価し、必要な支援を行います。

2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を聴きます。

○ 主旨

第16条では、市民のまちづくり活動に対する公共性・公益性の面からの市による評価と支援について規定しています。市民が取り組む活動が、社会公共の利益を生むまちづくりの活動である場合、その活動に対して、市が技術的、金銭的などさまざまな形で、相応の支援を行うことが大切です。

そこで本計画では、計画期間内に、協働の理念の普及啓発を通じて公共性や公益性の理解を広めるとともに、時代にあった評価の基準について、個別の案件ごとに研究します。

○ めざす姿を実現するまでのステップ

平成 24 年度～平成 27 年度	中期的（10年後）	長期的（20年後）
公共性・公益性の理解 協働の理念の普及啓発		
	新たな評価基準の検討 表彰・認定制度の再構築	

○ 計画期間中の取組

【市による評価及び支援】

- ・ 市の発展に寄与した人や団体に対する表彰や感謝状の贈呈（表彰事業）
- ・ 教育、文化、スポーツの分野において貢献があった人や団体に対する表彰（生涯学習推進事業）
- ・ 市民センターにおけるまちづくり活動団体に対する公共施設の使用料減額免除（㊟公民館管理運営事業）
- ・ 市民活動センターにおけるまちづくり活動団体に対する施設利用の優遇（㊟市民活動センター管理運営事業）

6 推進、検証、改善

第3章 協働によるまちづくり推進計画

(協働によるまちづくり推進計画)

第6条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

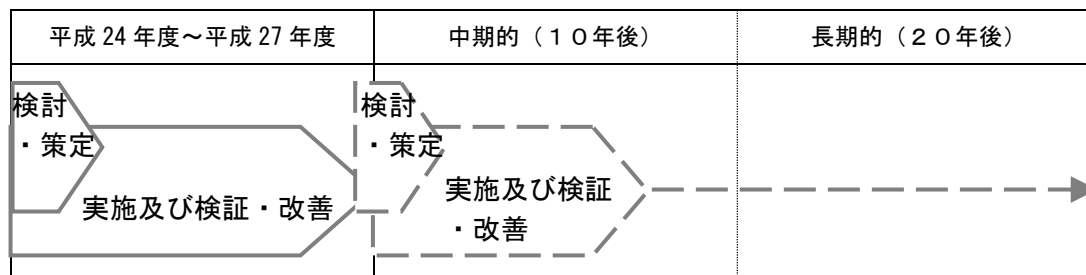
2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

○ 主旨

市が協働によるまちづくりを、総合的かつ計画的に実施していくために、推進計画を策定し、進行管理を行います。

○ めざす姿を実現するまでのステップ



○ 計画期間中の取組

【推進計画による確実な事業実施】

- ・ 推進計画の進行管理（㊟協働推進事業）

7 実効性の確保

第5章 実効性の確保

(協働によるまちづくり審議会)

第17条 この条例に定める協働によるまちづくりを実効性のあるものとし、かつ、まちづくりの実情に的確に対応させるため、協働によるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について調査し、審議します。

- (1) 第6条に規定する推進計画に関すること。
- (2) 協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関すること。
- (3) 協働によるまちづくりに係る施策の改善に関すること。
- (4) 第16条第2項に規定するまちづくりに対する評価の基準に関すること。
- (5) この条例の改廃に関すること。

3 審議会は、市長からの諮問に応じて答申するほか、協働によるまちづくりの実施について、市長に意見を述べるすることができます。

4 審議会の会議は、公開とします。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。

(組織)

第18条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

- (1) 第2条第2号ア及びイに規定する市民(個人に限る。)であって公募に応じた者
- (2) まちづくり活動団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

3 委員は、連続して3期を超えない範囲で再任されることができます。

(実施状況の検証)

第19条 市は、毎年この条例の実施状況を検証し、その結果を公表します。

(条例の見直し)

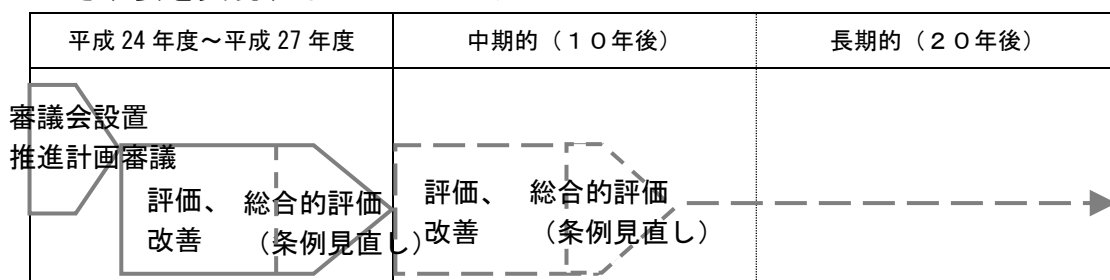
第20条 市長は、4年を超えない期間ごとに、審議会の意見を踏まえてこの条例の改正を検討し、必要があると認めるときは、この条例を見直します。

○ 主旨

条例の施行後、この条例が実際に機能しているか、まちづくりの状況に合わないものになっていないかなどを確認し、必要に応じて見直しを行うことが大切です。第5章では、市民の目線で、計画・実行・評価・改善を行いながら、協働によるまちづくりを確実に推進していくための手段について規定しています。

そこで本計画では、計画期間内に、協働によるまちづくりの進捗状況を検証することを目的とする審議会を設置し、第6条に規定する推進計画を策定します。また、審議会における評価・改善に関する審議を受け、市は、取組を進めます。なお、計画期間の終期に、総合的評価を行い、条例の見直しの必要性について判断します。

○ めざす姿を実現するまでのステップ



○ 計画期間中の取組

【協働によるまちづくりの市民の目線での推進】

- ・ 協働によるまちづくりを推進するために、その推進計画の変更や、施策の改善提案について市長に提言を行う審議会を運営（㊟協働推進事業）
- ・ 条例の実施状況の検証、公表及び施策の改善、条例改正の検討など、条例の運用（㊟協働推進事業）

計画期間中の取組

計画期間中の取組一覧

条 文	取組の内容		予算事業名(細目)	担当課
前文～第3条				
P3～4	【協働の理念共有】			
	条例の理解、協働の理念浸透に向けた啓発	(協働推進事業)	協働推進課	
	協働事例集の作成	(協働推進事業)	協働推進課	
	理念浸透に向けた啓発	(人権啓発推進事業)	人権・男女共同推進課	
		(男女共同参画推進事業)	人権・男女共同推進課	
(男女共同参画推進事業)		人権・男女共同推進課		
第4条～第5条				
P5～6	【機能的かつ効果的な組織運営】			
	地域連携会議の開催や庁内ネットワークによる地域づくり情報や課題の共有の仕組みの構築 サービスの安定化や時間短縮をめざした民間委託による窓口対応	-	地域政策課	
		(戸籍住民基本台帳一般事業)	市民課	
	【市民の行うまちづくり活動の環境整備】			
	地域防災相談員による助言、啓発や、地域自主防災会と市による講座等の開催	(自主防災活動推進事業)	地域政策課	
	地域支援員による過疎・中山間地域等の生活支援	(コミュニティー一般事業)	地域政策課	
	NPO活動への融資	(労働者福祉貸付金)	商工労政課	
	公共施設アダプト制度の運用ほか地元による維持管理の支援	(道路維持管理事業)	維持管理課	
		(公園維持管理事業)	維持管理課	
		(河川維持管理事業)	維持管理課	
	【市民の行うまちづくりへの参画の機会の提供】			
	パブリックコメント制度による市民参画	(広報広聴事業)	広報統計課	
第7条				
P7～8	【地区・地域のまちづくりを支える環境整備】			
	大野支所建替工事の基本・実施設計	(大野支所複合施設整備事業)	経営政策課	
	市民センター整備に係る基本調査の実施	(生涯学習施設整備事業)	地域政策課	
	中央市民センターの建替工事、平良市民センターの耐震補強に向けた実施設計	(生涯学習施設整備事業)	地域政策課	
	【交流、連携の場づくり】			
	地域自治組織のあり方や支援方策の検討	(協働のまちづくり事業)	地域政策課	
	地域の実情に応じた集会所の管理運営	(集会所管理運営事業)	地域政策課	
	佐方市民センター、串戸市民センターの拠点施設の機能発揮に向けた施設の管理運営	(公民館管理運営事業)	地域政策課	
	市民センターの市民参画による企画運営	(公民館活動一般事業)	地域政策課	
	公益活動を行うさまざまな団体がつながるためのネットワークの構築	(市民活動センター管理運営事業)	協働推進課	
	地域における避難行動要支援者の支援体制づくり	(社会福祉一般事業)	福祉総務課	
	地域における医療・福祉・介護のネットワークの推進	(地域ケアネットワーク推進事業)	地域包括支援センター	

条 文	取組の内容	予算事業名(細目)	担当課
第8条			
P9	【だれもが対等に参加できる円卓会議の推進】		
	地域提案型協働事業助成金制度の運用	(協働のまちづくり事業)	地域政策課
	円卓会議の定着化に向け、まちづくり活動団体を対象とした情報交換会の開催	(協働のまちづくり事業)	地域政策課
	市民参画によるワークショップ、「円卓会議」の推進	-	
	廿日市地区、平良地区、宮内地区、串戸地区における土砂災害ハザードマップの作成	(防災一般事業)	危機管理課
第9条			
P10	【情報伝達手段の拡充】		
	各種情報発信ツールの効果的利用	(広報広聴事業)	広報統計課
	ホームページのリニューアルに向けた準備	(広報広聴事業)	広報統計課
	分野や地区に密着したタイムリーな情報の発信		
	市民センターだよりの活用	(公民館管理運営事業)	地域政策課
	防災行政無線の活用	(防災情報システム管理事業)	危機管理課
	はつかいち安全・安心メール配信サービスの活用	(防災情報システム管理事業)	危機管理課
	子育て支援サイトの活用	(児童福祉一般事業)	児童課
	市民活動センターの情報収集・提供機能を生かした情報発信	(市民活動センター管理運営事業)	協働推進課
	市民や地域による情報発信の場の運用		
	フェイスブックにおける「はつかいち市民リポーター制度」の運用	(広報広聴事業)	広報統計課
	広報紙における「市民のページ」の運用	(協働推進事業)	協働推進課
第10条			
P11	【まちづくりにかかわる人財の育成】		
	地域課題解決につながる主催事業の実施	(公民館活動一般事業)	地域政策課
	身近な人や地域で支え合う、市民の主体的な福祉活動の支援		
	ゲートキーパーの裾野拡大	(健康増進事業)	健康推進課
	健康づくり応援団の養成	(一次予防事業)	健康推進課
	地域住民参加による学校教育支援等	(学校支援地域本部事業)	生涯学習課
	【まちづくりにかかわる人財の育成の支援】		
	人材育成助成金の交付	(男女共同参画推進事業)	人権・男女共同推進課
	生活・介護支援サポーターのボランティアグループなどの活動支援	(一次予防事業)	地域包括支援センター
第11条			
P12	【まちへの愛着が芽生えるような環境づくり】		
	中学生と市長のふれあいトークの実施	(広報広聴事業)	広報統計課
	青少年対象の主催事業の実施	(公民館活動一般事業)	地域政策課
	若い世代を対象とした主催事業の実施	(公民館活動一般事業)	地域政策課
	地域ぐるみで子どもを育てる体制づくり	(学校支援地域本部事業)	生涯学習課

条 文	取組の内容		予算事業名(細目)	担当課
第12条				
P13	【リーダーの育成やスキルアップの場づくり】			
	自主防災活動推進のための防災士の養成	(自主防災活動推進事業)	地域政策課	
	人づくりのための主催事業の実施	(公民館活動一般事業)	地域政策課	
	まちづくりリーダーの養成、スキルアップ講座の実施	(市民活動センター管理運営事業)	協働推進課	
	環境活動を実践する環境アドバイザーネットワークの活動支援	(環境都市創造事業)	環境政策課	
第13条				
P14	【人材を見いだすための交流の場や機会の提供】			
	市民センターまつりの開催	(公民館活動一般事業)	地域政策課	
	地区在住職員の地域活動への参加促進	(協働推進事業)	協働推進課	
	市民活動団体の交流と場の機会提供	(協働推進事業)	協働推進課	
		(市民活動センター管理運営事業)	協働推進課	
第14条				
P15～16	【協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成】			
	NPO法人等への派遣研修などの検討	(人材育成事業)	人事課	
	地域コミュニティ活動体験研修	(人材育成事業)	人事課	
	市職員の「円卓会議」への参画	(協働のまちづくり事業)	地域政策課	
	職員研修への参加	(公民館管理運営事業)	地域政策課	
	市民や地域との合意形成のためのプロセスやスタンスを学ぶ研修の実施	(協働推進事業)	協働推進課	
	協働についての職員研修の実施	(協働推進事業)	協働推進課	
	市職員の地域活動への参加促進	(協働推進事業)	協働推進課	
第15条				
P17	【互いを知り合う場の充実】			
	まちづくり交流会の開催など、活動を知り合う場の充実	(協働推進事業)	協働推進課	
		(市民活動センター管理運営事業)	協働推進課	
第16条				
P18	【市による評価及び支援】			
	表彰や感謝状の贈呈	(表彰事業)	秘書課	
	教育、文化、スポーツの分野において貢献があった人や団体に対する表彰	(生涯学習推進事業)	生涯学習課	
	まちづくり活動団体に対する公共施設の使用料減額免除	(公民館管理運営事業)	地域政策課	
	まちづくり活動団体に対する施設利用の優遇	(市民活動センター管理運営事業)	協働推進課	

条 文	取組の内容	予算事業名(細目)	担当課
第6条			
P19	【推進計画による確実な事業実施】		
	協働によるまちづくり推進計画の進行管理	(協働推進事業)	協働推進課
第17条～第20条			
P20～21	【協働によるまちづくりの市民の目線での推進】		
	協働によるまちづくり審議会の運営	(協働推進事業)	協働推進課
	条例の運用	(協働推進事業)	協働推進課

廿日市市協働によるまちづくり推進計画
－協働型市役所の確立に向けて－

平成 24（2012）年 11 月 第 1 版

平成 25（2013）年 5 月 第 2 版

平成 26（2014）年 5 月 第 3 版

平成 27（2015）年 5 月 第 4 版

発行／廿日市市 （自治振興部協働推進課）
〒738-0014 廿日市市住吉二丁目 2 番 16 号
TEL 0829-32-3810 FAX 0829-32-3742
<http://www.city.hatsukaichi.lg.jp>